

# 発行者の決定事項等に関する通知要領

## 【振替新投資口予約権の発行者】

2014年12月

第1版

株式会社証券保管振替機構

## 目次

### 第1 総説

1. 本通知要領について	2
2. 通知方法	2
3. 通知すべき時期	2
4. 通知の変更・訂正・取消し	3
5. Target 保振サイトによる通知の責任	3
6. 障害発生時の取扱い	3
7. その他	3

### 第2 振替新投資口予約権の発行者の通知事項

1. 新投資口予約権無償割当て	4
2. 取得条項付新投資口予約権の全部取得	7
3. 自己新投資口予約権の消却	7
4. 新投資口予約権の全部行使	8
5. 上場廃止の原因となる事実の発生	8
6. 届出事項の変更	8
a. 上場取引所の追加又は一部廃止	
b. 新投資口予約権の行使期間の変更	
c. 新投資口予約権の行使価額の変更	
d. 新投資口予約権の行使請求受付場所の変更	
e. 投資主名簿等管理人の変更	
f. 新投資口予約権の行使に係る払込取扱場所の変更	

内 容	備 考
<p>第1 総説</p> <p>1. 本通知要領について</p> <p>本通知要領では、振替株式等の発行者が株式の分割の決定、株式の併合の決定、合併、株式交換若しくは株式移転の決定又は基準日の設定その他の規則で定める事項について決議又は決定を行った場合等に、機構に対し、通知いただく具体的な内容や方法等について説明しています。</p> <p>2. 通知方法</p> <p>振替株式等の発行者の決定事項等の通知は、全て、Target 保振サイトをを用いて電磁的に行うこととなります。Target 保振サイトによる具体的な通知方法は、次の二つとなります。</p> <p>(1) 開示資料の代用による通知</p> <p>機構に対し通知すべき事項のうち、適時開示資料の記載対象となる内容については、適時開示を行い、Target 保振サイトの備考欄に当該開示資料の標題及び開示日時を記載することにより、当該内容について機構に対し通知したのものとして取り扱います。なお、開示資料をTarget 保振サイトに添付した場合も機構に対し通知したのものとして取り扱います。</p> <p>(2) 書類の提出による通知</p> <p>機構に対し通知すべき事項のうち、適時開示資料の記載対象とならない内容については、機構が定める所定の書式に通知内容を記載してPDF化し、当該PDFをTarget 保振サイトに添付することにより通知を行ってください。所定の書式については機構のホームページより取得できます。</p> <p>3. 通知すべき時期</p> <p>(1) 適時開示等の対象となる通知事項</p> <p>適時開示又は法定公告の対象となる通知事項については、振替株式等の発行者の決議若しくは決定後に、適時開示又は法定公告を行った後、速やかに通知を行ってください。</p>	<p>※ 「株式等の振替に関する業務規程」第12条第1項、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」第6条及び「株式等振替制度に係る業務処理要領」第1章第2節を御参照ください。</p> <p>※ 通知内容についての確認は、振替株式等の発行者の情報取扱責任者又は機構との連絡部署の担当者に対して行います。</p> <p>※ 書類の提出による通知を行うときは、機構が定める所定の書式の「添付書類等」の欄に当該開示資料の標題及び開示日時を記載した場合であっても、開示資料の代用による通知を行ったものとして取り扱います。</p> <p>※ 本通知要領で「開示資料の代用対象とする通知内容」としている項目を開示資料に記載しない場合には、通知書式「その他」(ST99-45)にその項目を記載して補足してください。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 適時開示等の対象とならない通知事項 適時開示又は法定公告の対象とならない通知事項については、振替株式等の発行者の決議若しくは決定後、速やかに通知を行ってください。</p> <p>4. 通知の変更・訂正・取消し</p> <p>(1) 通知事項の変更又は訂正 機構に通知した事項について変更又は訂正を行った場合には、機構が定める所定の書式に、変更又は訂正の内容を記載して、速やかに通知を行ってください。</p> <p>(2) 通知事項の取消し 機構に通知した事項の取消しを行った場合には、機構が定める所定の書式に、取消しを行う旨を記載して、速やかに通知を行ってください。</p> <p>5. Target 保振サイトによる通知の責任 Target 保振サイトにより通知する内容については、通知を行った振替株式等の発行者の責任となります。TargetID の悪用等により、通知が不正に行われた場合であっても、機構は正当な通知として取り扱います。</p> <p>6. 障害発生時の取扱い 通信回線又は Target システムの障害により、Target 保振サイトによる通知ができない場合、障害復旧までの間、FAX 又は書面による一時的な通知が必要となります。一時的な通知の対象とした通知内容については、障害の復旧後、あらためて Target 保振サイトによる通知が必要です。</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 通知書式「公示情報」について 新投資口予約権無償割当てによる振替新投資口予約権の新規記録を行う場合において振替新投資口予約権を新たに発行する場合には、機構は、振替株式等の発行者が提出する通知書式「公示情報」PDF をそのまま機構のホームページに掲載することで公示を行います。</p> <p>(2) 加入者口座コードについて 全部取得等の場合に対価を交付しない振替新投資口予約権を記録している口座を機構に対し通知する場合等においては、「加入者口座コード」の機構への通知が必要になります。「加入者口座コード」とは、証券会社等の口座管理機関に口座を開設した場合に付与されることとなる、株式等振替制度において加入者の口座を特定するために機構が定める 21桁のコードのことであり、口座管理機関コード（5桁）、顧客口所在コード（2桁）、及び加入者口座番号（14桁）から構成されます。</p> <p>第2 振替新投資口予約権の発行者の通知事項</p> <p>1. 新投資口予約権無償割当て 新投資口予約権無償割当てについては、無償割当てを行う新投資口予約権が振替新投資口予約権である場合、機構への通知が必要になります。</p> <p>a. 通知すべき者</p>	<p>※ 通知書式「通知事項の変更・訂正」(ST99-46)</p> <p>※ 通知書式「通知事項の取消し」(ST99-47)</p> <p>※ 加入者口座コードがわからない場合には、口座を開設する口座管理機関に御確認ください。</p>

内 容	備 考
<p>新投資口予約権無償割当てを行う振替新投資口予約権の発行者</p> <p>b. 通知方法等</p> <p>決議若しくは決定後の適時開示後に、開示資料の代用による通知及び書類の提出による通知が必要になります。また、割当ての対象とならない投資口を保有する場合には、割当ての対象とならない投資口数確定後に、書類の提出による通知が必要になります。</p> <p>なお、Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」（その他通知事項に「新投資口予約権の無償割当て」と入力してください。）となります。</p> <p>(a) 新投資口予約権無償割当て決定後の通知（基準日を設定する場合）</p> <p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新投資口予約権の無償割当てを受ける投資口の銘柄（銘柄名称、銘柄コード）</li> <li>② 新投資口予約権の無償割当てに係る手続日程</li> <li>③ 新投資口予約権の無償割当ての基準日</li> <li>④ 割当比率（割当をする新投資口予約権の総数／割当てを受ける投資口の発行総数）</li> <li>⑤ 新投資口予約権の無償割当てに際して発行する新投資口予約権の総数（公示催告手続が行われている投資証券に係る投資口に対して割り当てられる数を除く）</li> <li>⑥ 新投資口予約権の行使価額</li> <li>⑦ 取得条項に係る取得日</li> <li>⑧ 取得条項に係る取得価額</li> </ol> <p>イ. 提出する書類に記載すべき通知内容</p> <p>(ア) 通知書式「新投資口予約権無償割当て」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新投資口予約権の割当てにより交付される新投資口予約権の銘柄</li> <li>② 効力発生日</li> <li>③ 新投資口予約権の目的である投資口の数</li> <li>④ 新投資口予約権の目的である投資口の売買単位</li> <li>⑤ 新投資口予約権の目的である投資口の投資主名簿等管理人（行使請求受付場所）</li> <li>⑥ 新投資口予約権の行使期間</li> <li>⑦ その他の新投資口予約権の内容</li> <li>⑧ 新投資口予約権の無償割当てを受ける投資口の銘柄のうち、自己の保有する投資口（新投資口予約権の無償割当てを受けない自己投資口）が記録された口座の加入者口座コード</li> <li>⑨ 担保受入先の名称及び対象銘柄（新投資口予約権の無償割当てを受けない自己投資口）を記録する口座の加入者口座コード</li> <li>⑩ 新投資口予約権の行使に係る払込取扱場所（払込取扱銀行の名称、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）</li> <li>⑪ 新投資口予約権無償割当てに際して自己の保有する振替新投資口予約権を移転する数及び当該数の記録された口座の加入者口座コード</li> <li>⑫ 新投資口予約権行使請求の取次状況に係る公表の請求の有無</li> </ol> <p>※ ⑧は、割当ての対象とならない自己投資口に担保設定がされている場合には、担保差入元の口座の加入者口座コードを記載してください。なお、割当ての対象とならない自己投資口を保有しない場合、記載不要です。</p> <p>※ ⑨は、⑧の投資口に担保が設定されていない場合には、記載</p>	<p>※ 通知書式「新投資口予約権無償割当て」 (ST99-30-01)</p> <p>※ 取次状況の公表にあたっては所定の手数料が課金されます。</p>

内 容	備 考
<p>不要です。</p> <p>※ ⑪は、自己の保有する振替新投資口予約権を移転しない場合、記載不要です。</p> <p>※ ⑫は、新投資口予約権行使請求の取次状況に係る公表の請求を行う場合は「あり」を、行わない場合は「なし」を選択してください。</p> <p>(イ) 通知書式「新投資口予約権無償割当て（公示催告手続がある場合）」</p> <p>① 公示催告手続が行われている投資証券に係る投資口の名義人に新投資口予約権無償割当てにより交付される新投資口予約権の数</p> <p>② 交付される新投資口予約権の新規記録日</p> <p>ウ. 添付書類</p> <p>① 開示資料（開示資料の代用による通知を行った場合には不要）</p> <p>② 所定の振替申請書</p> <p>※ ②は自己の保有する振替新投資口予約権を移転しない場合、提出不要です。</p> <p>(b) 新投資口予約権無償割当て決定後の通知（総投資主通知の請求により投資主確定日を設定する場合）</p> <p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p> <p>① 新投資口予約権の無償割当てを受ける投資口の銘柄（銘柄名称、銘柄コード）</p> <p>② 新投資口予約権の無償割当てに係る手続日程</p> <p>③ 新投資口予約権の無償割当ての投資主確定日</p> <p>④ 割当比率（割当をする新投資口予約権の総数／割当てを受ける投資口の発行総数）</p> <p>⑤ 新投資口予約権の無償割当てに際して発行する新投資口予約権の総数（公示催告手続が行われている投資証券に係る投資口に対して割り当てられる数を除く）</p> <p>⑥ 新投資口予約権の行使価額</p> <p>⑦ 取得条項に係る取得日</p> <p>⑧ 取得条項に係る取得価額</p> <p>イ. 提出する書類に記載すべき通知内容</p> <p>(ア) 通知書式「新投資口予約権無償割当て」</p> <p>① 新投資口予約権の割当てにより交付される新投資口予約権の銘柄</p> <p>② 効力発生日</p> <p>③ 新投資口予約権の目的である投資口の数</p> <p>④ 新投資口予約権の目的である投資口の売買単位</p> <p>⑤ 新投資口予約権の目的である投資口の投資主名簿等管理人（行使請求受付場所）</p> <p>⑥ 新投資口予約権の行使期間</p> <p>⑦ その他の新投資口予約権の内容</p> <p>⑧ 新投資口予約権の無償割当てを受ける投資口の銘柄のうち、自己の保有する投資口（新投資口予約権の無償割当てを受けない自己投資口）が記録された口座の加入者口座コード</p> <p>⑨ 担保受入先の名称及び対象銘柄（新投資口予約権の無償割当てを受けない自己投資口）を記録する口座の加入者口座コード</p> <p>⑩ 新投資口予約権の行使に係る払込取扱場所（払込取扱銀行の名称、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）</p> <p>⑪ 新投資口予約権無償割当てに際して自己の保有する振替新投</p>	<p>※ 通知書式「新投資口予約権無償割当て（公示催告手続がある場合）」（ST99-30-02）</p> <p>※ 通知書式「新投資口予約権無償割当て」（ST99-30-01）</p>

内 容	備 考
<p>資口予約権を移転する数及び当該数の記録された口座の加入者口座コード</p> <p>⑫ 新投資口予約権行使請求の取次状況に係る公表の請求の有無</p> <p>※ ⑧は、割当ての対象とならない自己投資口に担保設定がされている場合には、担保差入元の口座の加入者口座コードを記載してください。なお、割当ての対象とならない自己投資口を保有しない場合、記載不要です。</p> <p>※ ⑨は、⑧の投資口に担保が設定されていない場合には、記載不要です。</p> <p>※ ⑩は、自己の保有する振替新投資口予約権を移転しない場合、記載不要です。</p> <p>※ ⑫は、新投資口予約権行使請求の取次状況に係る公表の請求を行う場合は「あり」を、行わない場合は「なし」を選択してください。</p> <p>(イ) 通知書式「総株主通知等請求書（会社法第 227 条に基づく新投資口予約権の無償割当て等用）」</p> <p>① 投資主確定日</p> <p>(ウ) 通知書式「新投資口予約権無償割当て（公示催告手続が行われている場合）」</p> <p>① 公示催告手続が行われている投資証券に係る投資口の名義人に新投資口予約権無償割当てにより交付される新投資口予約権の数</p> <p>② 交付される新投資口予約権の新規記録日</p> <p>ウ. 添付書類</p> <p>① 開示資料（開示資料の代用による通知を行った場合には不要）</p> <p>② 所定の振替申請書</p> <p>※ ②は自己の保有する振替新投資口予約権を移転しない場合、提出不要です。</p> <p>(c) 割当ての対象とならない投資口数確定後に提出する書類に記載すべき通知内容</p> <p>(ア) 通知書式「新投資口予約権無償割当て（投資口数確定後）」</p> <p>① 自己の保有する対象銘柄（新投資口予約権の無償割当てを受けない自己投資口）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数</p> <p>② 担保受入先の名称及び対象銘柄（新投資口予約権の無償割当てを受けない自己投資口）を記録する口座（加入者口座コード）及び対象銘柄の数</p> <p>※ 割当ての対象とならない自己投資口を保有しない場合、本書類の提出は不要です。</p> <p>※ ①は、割当ての対象とならない自己投資口に担保設定がされている場合には、担保差入元の口座の加入者口座コード及び投資口数（全てが担保設定されている場合には「0口」、一部が担保設定されている場合には担保設定されず当該口座に記録されている投資口数）を記載してください。</p> <p>※ ②は、①の投資口に担保が設定されていない場合には、記載不要です。</p> <p>(イ) 通知書式「公示情報」</p> <p>① 銘柄名称</p> <p>② 銘柄コード</p> <p>③ 投資口の内容</p>	<p>※ 取次状況の公表にあたっては所定の手数料が課金されます。</p> <p>※ 通知書式「総株主通知等請求書（会社法第 277 条に基づく新株予約権の無償割当て等用）」（ST80-06）</p> <p>※ 通知書式「新投資口予約権無償割当て（公示催告手続が行われている場合）」（ST99-30-02）</p> <p>※ 通知書式「新投資口予約権無償割当て（投資口数確定後）」（ST99-30-03）</p> <p>※ 通知書式「公示情報」（ST99-44）</p>

内 容	備 考
<p>④ 売買単位  ⑤ 新規記録日  ⑥ 新規記録した投資口の総数  ※ 無償割当てに際して発行される新投資口予約権の総数が決定した場合には、所定の書式に記載し、通知してください。</p> <p>2. 取得条項付新投資口予約権の全部取得  取得条項付新投資口予約権の全部取得については、次の場合、機構への通知が必要になります。</p> <p>(1) 取得条項付新投資口予約権が振替新投資口予約権である場合</p> <p>a. 通知すべき者  取得条項付新投資口予約権の取得をする発行者</p> <p>b. 通知方法等  決議若しくは決定後の適時開示後に、開示資料の代用による通知及び書類の提出による通知が必要になります。</p> <p>なお、Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」(その他通知事項に「取得条項付新投資口予約権の全部取得」と入力してください。)となります。</p> <p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p> <p>① 取得する取得条項付新投資口予約権の銘柄 (銘柄名称、銘柄コード)  ② 取得に係る手続日程  ③ 効力発生日  ④ 取得の対価</p> <p>イ. 提出する書類に記載すべき通知内容</p> <p>① 自己の保有する取得対象銘柄 (取得の対価を交付しない自己新投資口予約権) の記録された口座の加入者口座コード  ② 担保受入先の名称及び取得対象銘柄 (取得の対価を交付しない自己新投資口予約権) を記録する口座の加入者口座コード  ※ ①は、取得の対価を交付しない自己新投資口予約権に担保設定がされている場合には、担保差入元の口座の加入者口座コードを記載してください。なお、取得の対価を交付しない自己新投資口予約権を保有しない場合、記載不要です。  ※ ②は、①の新投資口予約権に担保が設定されていない場合には、記載不要です。</p> <p>ウ. 添付書類</p> <p>① 開示資料 (開示資料の代用による通知を行った場合には不要)</p> <p>3. 自己新投資口予約権の消却  自己新投資口予約権の消却については、新投資口予約権が振替新投資口予約権である場合には通知が必要になります。</p> <p>a. 通知すべき者  自己新投資口予約権の消却をする発行者</p> <p>b. 通知方法等  決議若しくは決定後の適時開示後に、開示資料の代用による通知及び書類の提出による通知が必要になります。</p> <p>なお、Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」(その他通知事項に「自己新投資口予約権の消却」と入力してください。)となります。</p> <p>ア. 開示資料の代用対象とする通知内容</p> <p>① 消却する新投資口予約権の銘柄 (銘柄名称、銘柄コード)  ② 消却する数</p>	<p>※ 通知書式「取得条項付新投資口予約権の全部取得」(ST99-32-01)</p>



内 容	備 考
<p>③ 消却に係る手続 イ. 提出する書類に記載すべき通知内容 ① 一部抹消する日 ② 一部抹消により減少の記録がされる口座の加入者口座コード ウ. 添付書類 開示資料（開示資料の代用による通知を行った場合には不要）</p> <p>4. 新投資口予約権の全部行使 振替新投資口予約権の発行者は、新投資口予約権の全部が行使された後、速やかに、通知事項「その他」（その他通知事項に「新投資口予約権の全部の行使」と入力してください。）を選択して Target 保振サイトにより通知してください。</p> <p>5. 上場廃止の原因となる事実の発生 振替新投資口予約権の発行者は、発行する振替新投資口予約権に関して金融商品取引所における上場廃止の原因となる事実が発生した場合には、当該事実に係る適時開示後速やかに、通知事項「その他」（その他通知事項に「新投資口予約権の上場廃止等の原因となる事実の発生」と入力してください。）を選択して、Target 保振サイトによる開示資料の代用又は開示資料の添付により、機構に通知してください。</p> <p>6. 届出事項の変更 振替新投資口予約権の発行者は、取扱開始時に機構に届出を行った事項のうち、上場取引所の追加又は一部廃止、新投資口予約権の行使期間の変更、新投資口予約権の行使価額の変更、新投資口予約権の行使請求受付場所の変更、投資主名簿等管理人の変更及び新投資口予約権の行使に係る払込取扱場所の変更を行う場合には、Target 保振サイトから「その他」（その他通知事項に「新投資口予約権の届出事項の変更」と入力してください。）を選択し通知してください。</p> <p>a. 上場取引所の追加又は一部廃止 上場する取引所の追加又は一部廃止を行う場合には、速やかに機構が定める所定の書式に追加又は一部廃止を行う取引所名、追加又は一部廃止を行う日を記載して Target 保振サイトで通知してください。 ※ 一部廃止の場合には、「5. 上場廃止の原因となる事実の発生」についても通知してください。</p> <p>b. 新投資口予約権の行使期間の変更 新投資口予約権の行使期間の変更を行う場合には、速やかに機構が定める所定の書式に変更を行う日及び変更後の行使期間を記載して Target 保振サイトで通知してください。</p> <p>c. 新投資口予約権の行使価額の変更 新投資口予約権の行使価額の変更を行う場合には、速やかに機構が定める所定の書式に変更を行う日及び変更後の行使価額を記載して Target 保振サイトで通知してください。</p> <p>d. 新投資口予約権の行使請求受付場所の変更 新投資口予約権の行使請求受付場所の変更を行う場合には、速やかに機構が定める書式に変更を行う日及び変更後の行使請求受付場所を記載して Target 保振サイトで通知してください。</p> <p>e. 投資主名簿等管理人の変更 投資主名簿等管理人の変更を決定した場合には、決定後、速やかに機構が定める所定の書式に次の事項を記載して Target 保振サイトで通知してください。</p>	<p>※ 通知書式「自己新投資口予約権の消却」（ST99-34）</p> <p>※ 通知書式「新投資口予約権の全部行使」（ST99-42）</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止）」（ST99-43-01）</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（新投資口予約権の行使期間変更）」（ST99-43-02）</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（新投資口予約権の行使価額変更）」（ST99-43-03）</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（新投資口予約権の行使請求受付場所変更）」（ST99-43-04）</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（投資主名簿等管理人）」（ST99-43-05）</p>

内 容	備 考
<p>※ 振替投資口の発行者として通知済の場合には、不要です。</p> <p>① 投資主名簿等管理人を変更する日</p> <p>② 現投資主名簿等管理人</p> <p>③ 新投資主名簿等管理人</p> <p>④ 特別口座を開設する口座管理機関名称</p> <p>f. 新投資口予約権の行使に係る払込取扱場所の変更  新投資口予約権の行使に係る払込取扱場所の変更を行う場合には、速やかに機構が定める書式に変更を行う日及び変更後の払込取扱場所を記載して Target 保振サイトで通知してください。</p>	<p>※ 通知書式「届出事項変更（新投資口予約権の行使に係る払込取扱場所変更）」(ST99-43-06)</p>

以 上